会長 | 担当理事 | 会計

都道府県医師会・郡市区医師会 御中

発行：公益社団法人日本医師会
発行日：2021 年 4 月 27 日

日本医師会新型コロナワクチン速報【第 8 号】

新型コロナウイルスのワクチンに関する現時点における確定情報を速報いたします。必要とされているにもかかわらず不確定な情報については、確定され次第ご案内いたします。

【目次：第 8 号】

1. ワクチン接種に従事する方の健康保険の被扶養者認定について

1. ワクチン接種に従事する方の健康保険の被扶養者認定について

- 健康保険の被扶養者認定は、年間収入が 130 万円未満であることが要件の一つとされています。
- 被扶養者の年間収入 130 万円以上になると見込まれると、扶養から外れ、社会保険料の納付義務が発生することが考えられますが、ワクチン接種に従事すること等に伴う一時的な収入増加に対する取扱いは、以下のとおりです。[「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」令和３年４月２６日　厚生労働省　保険局保険課]
- ①　例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近３ヶ月の収入を年収に換算すると 130 万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断します。
- ② 被扶養者認定を受けている方の過去１年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その１年間のみ上昇し、結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消しません。

加八潮医師会 収受 3.4.28 第133号

問合わせ窓口　健康医療第２課 k2@po.med.or.jp
薬務対策室 yakumu@po.med.or.jp